

V 前期繰越金額の複写項目(前年度→当年度)

前年の申告処理をe-TAXグループ通算で行った場合、「204. 前期繰越金額の複写」メニューで複写される項目は、以下のとおりです。

なお、前期繰越金額の複写後は、複写先の各ワーキングシートの画面を開いて複写内容を確認してください。

1. 法人税(確定申告、中間申告(仮決算)、修正申告の場合)

入力画面(複写先)	複写元(前年度)	複写先(当年度)
[5(1):前期繰越利益積立金額の確認(入力)]WS	別表5(1):「差引翌期首現在利益積立金額④」	[期首利益積立金額]欄 (※1)(※2)
[5(1):前期繰越資本金等の額の確認(入力)]WS	別表5(1):「差引翌期首現在資本金等の額④」	[期首現在資本金等の額]の[金額]欄 (※1)(※3)
メニュー 301	[6(2)付6等:税額控除不足額(超過額)相当額の計算基礎]WS 1. 法人税 (1) 複写元の当期分 ①複写元で遮断措置が適用の場合 別表6(2):「((18)+(19)+(20))又は当初申告税額控除額(21)」 ②複写元で遮断措置が不適用の場合 複写先に同じ事業年度がある場合は、 複写先の当該事業年度分の金額を削除 (2) 複写元の前期以前分 別表6(2)付表6の「過去当初申告税額控除額(1)」(※) (※)複写先の事業年度が複写元に存在しない場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除 2. 地方法人税 (1) 複写元の当期分 ①複写元で遮断措置が適用の場合 別表6(2):「(53)又は当初申告税額控除額(54)」 ②複写元で遮断措置が不適用の場合 複写先に同じ事業年度がある場合は、 複写先の当該事業年度分の金額を削除 (2) 複写元の前期以前分 別表6(2)付表6の「過去当初申告税額控除額(8)」(※) (※)複写先の事業年度が複写元に存在しない場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除 3. 道府県民税 (1) 複写元の当期分 ①複写元で遮断措置が適用の場合 第7号の2様式(その1):「⑨又は当初申告税額控除額⑩」又は第7号の2様式(その2):「⑩又は当初申告税額控除額⑪」の上段 ②複写元で遮断措置が不適用の場合 複写先に同じ事業年度がある場合は、 複写先の当該事業年度分の金額を削除 (2) 複写元の前期以前分 第7号の2様式別表7の「過去当初申告税額控除額①」(※)	[過去当初申告税額控除額]欄

	入力画面(複写先)	複写元(前年度)	複写先(当年度)
メニュー 301	[6(2)付6等：税額控除不足額(超過額)相当額の計算基礎]WS	(※)複写先の事業年度が複写元に存在しない場合は、複写先の当該事業年度の金額を削除 4. 市町村民税 (1)複写元の当期分 ①複写元で遮断措置が適用の場合 第20号の4様式：「⑩又は当初申告税額控除額⑩」又は第7号の2様式(その2)：「⑩又は当初申告税額控除額⑩」の下段 ②複写元で遮断措置が不適用の場合 複写先に同じ事業年度がある場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除 (2)複写元の前期以前分 第20号の4様式別表7の「過去当初申告税額控除額①」又は第7号の2様式別表7(その2)の「過去当初申告税額控除額①」の下段(※) (※)複写先の事業年度が複写元に存在しない場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除	
		1. 法人税 (1)複写元の当期分 ①複写元で遮断措置が適用かつ外国税額控除額を自動計算している場合 別表6(2)：「法第69条第1項により控除できる金額(18)」＋「法第69条第2項により控除できる金額(19)」＋「法第69条第3項により控除できる金額(20)」 ②上記①以外の場合 複写先に同じ事業年度がある場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除 (2)複写元の前期以前分 別表6(2)付表6の「税額控除額(2)」(※) (※)複写先の事業年度が複写元に存在しない場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除 2. 地方法人税 (1)複写元の当期分 ①複写元で遮断措置が適用かつ外国税額控除額を自動計算している場合 別表6(2)：「地方法第12条第1項により控除できる金額(53)」 ②上記①以外の場合 複写先に同じ事業年度がある場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除 (2)複写元の前期以前分 別表6(2)付表6の「税額控除額(9)」(※) (※)複写先の事業年度が複写元に存在しない場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除	[税額控除額]欄

入力画面(複写先)	複写元(前年度)	複写先(当年度)
メニュー 301	[6(2)付6等：税額控除不足額(超過額)相当額の計算基礎]WS 3. 道府県民税 (1) 複写元の当期分 ① 複写元で遮断措置が適用かつ外国税額控除額を自動計算している場合 第7号の2様式(その1)：「当期分の控除外国税額⑨」又は第7号の2様式(その2)：「当期分の控除外国税額⑩」の上段 ② 上記①以外の場合 複写先に同じ事業年度がある場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除 (2) 複写元の前期以前分 第7号の2様式別表7(その1)の「税額控除額②」又は第7号の2様式別表7(その2)の「税額控除額②」の上段 (※) (※) 複写先の事業年度が複写元に存在しない場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除 4. 市町村民税 (1) 複写元の当期分 ① 複写元で遮断措置が適用かつ外国税額控除額を自動計算している場合 第20号の4様式：「当期分の控除外国税額⑩」又は第7号の2様式(その2)：「当期分の控除外国税額⑩」の下段 ② 上記①以外の場合 複写先に同じ事業年度がある場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除 (2) 複写元の前期以前分 第20号の4様式別表7の「税額控除額②」又は第7号の2様式別表7(その2)の「税額控除額②」の下段 (※) (※) 複写先の事業年度が複写元に存在しない場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除	
	1. 法人税 (1) 複写元の当期分 ① 複写元で遮断措置が適用かつ外国税額控除額を自動計算している場合 複写なし ② 上記①以外の場合 複写先に同じ事業年度がある場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除 (2) 複写元の前期以前分 別表6(2)付表6の「(2)」につき法第69条第19項により対象前各事業年度の法人税額に加算した金額(3) + 「税額控除超過額相当額(7)」 (※) (※) 複写先の事業年度が複写元に存在しない場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除	[税額控除額につき対象前各事業年度の税額に加算した金額]欄

入力画面(複写先)	複写元(前年度)	複写先(当年度)
メニユー301 [6(2)付6等：税額控除不足額(超過額)相当額の計算基礎]WS	2. 地方法人税 (1) 複写元の当期分 ① 複写元で遮断措置が適用かつ外国税額控除額を自動計算している場合 複写なし ② 上記①以外の場合 複写先に同じ事業年度がある場合は、 複写先の当該事業年度分の金額を削除 (2) 複写元の前期以前分 別表6(2)付表6の「(9)につき地方法第12条第9項により対象前各事業年度の所得地方法人税額に加算した金額(10)」+「税額控除超過額相当額(14)」(※) (※) 複写先の事業年度が複写元に存在しない場合は、複写先の当該事業年度 の金額を削除 3. 道府県民税 (1) 複写元の当期分 ① 複写元で遮断措置が適用かつ外国税額控除額を自動計算している場合 複写なし ② 上記①以外の場合 複写先に同じ事業年度がある場合は、 複写先の当該事業年度分の金額を削除 (2) 複写元の前期以前分 第7号の2様式別表7の「②につき法第53条第43項(及び第321条の8第43項)により対象前各事業年度の法人税割額に加算した金額③」+「税額控除超過額相当額⑦」(「その2」の場合は上段の金額) (※) (※) 複写先の事業年度が複写元に存在しない場合は、複写先の当該事業年度 の金額を削除 4. 市町村民税 (1) 複写元の当期分 ① 複写元で遮断措置が適用かつ外国税額控除額を自動計算している場合 複写なし ② 上記①以外の場合 複写先に同じ事業年度がある場合は、 複写先の当該事業年度分の金額を削除 (2) 複写元の前期以前分 第20号の4様式別表7の「②につき法第321条の8第43項により対象前各事業年度の法人税割額に加算した金額③」+「税額控除超過額相当額⑦」又は 第7号の2様式別表7(その2)の「②につき法第53条第43項及び第321条の8第43項により対象前各事業年度の法人税割額に加算した金額③」の下段+「税額控除超過額相当額⑦」の下段(※) (※) 複写先の事業年度が複写元に存在しない場合は、複写先の当該事業年度 の金額を削除	

入力画面(複写先)	複写元(前年度)	複写先(当年度)
[6(2)付6等：税額控除不足額(超過額)相当額の計算基礎]WS メ ニ ュ ー 3 0 1	1. 法人税 (1) 複写元の当期分 ① 複写元で遮断措置が適用かつ外国税額控除額を自動計算している場合 複写なし ② 上記①以外の場合 複写先に同じ事業年度がある場合は、 複写先の当該事業年度分の金額を削除 (2) 複写元の前期以前分 別表6(2)付表6の「(2)」につき法第69条第18項により対象前各事業年度の法人税額から控除した金額(4)」+「税額控除不足相当額(6)」(※) (※) 複写先の事業年度が複写元に存在しない場合は、複写先の当該事業年度の本額を削除 2. 地方法人税 (1) 複写元の当期分 ① 複写元で遮断措置が適用かつ外国税額控除額を自動計算している場合 複写なし ② 上記①以外の場合 複写先に同じ事業年度がある場合は、 複写先の当該事業年度分の金額を削除 (2) 複写元の前期以前分 別表6(2)付表6の「(9)」につき地方法第12条第8項により対象前各事業年度の所得地方法人税額から控除した金額(11)」+「税額控除不足相当額(13)」(※) (※) 複写先の事業年度が複写元に存在しない場合は、複写先の当該事業年度の本額を削除 3. 道府県民税 (1) 複写元の当期分 ① 複写元で遮断措置が適用かつ外国税額控除額を自動計算している場合 複写なし ② 上記①以外の場合 複写先に同じ事業年度がある場合は、 複写先の当該事業年度分の金額を削除 (2) 複写元の前期以前分 第7号の2様式別表7の「②」につき法第53条第42項(及び第321条の8第42項)により対象前各事業年度の法人税割額から控除した金額④+「税額控除不足相当額⑥」(「その2」の場合は上段の本額) (※) (※) 複写先の事業年度が複写元に存在しない場合は、複写先の当該事業年度の本額を削除 4. 市町村民税 (1) 複写元の当期分 ① 複写元で遮断措置が適用かつ外国税額控除額を自動計算している場合 複写なし ② 上記①以外の場合	[税額控除額につき対象前各事業年度の本額から控除した金額]欄

入力画面(複写先)		複写元(前年度)	複写先(当年度)
メニュー 301	[6(2)付6等:税額控除不足額(超過額)相当額の計算基礎]WS	複写先に同じ事業年度がある場合は、 複写先の当該事業年度分の金額を削除 (2)複写元の前期以前分 第20号の4様式別表7の「②につき法第321条の8第42項により対象前各事業年度の法人税割額から控除した金額④」+「税額控除不足相当額⑥」又は 第7号の2様式別表7(その2)の「②につき法第53条第42項及び第321条の8第42項により対象前各事業年度の法人税割額から控除した金額④」の下段+「税額控除不足相当額⑥」の下段(※) (※)複写先の事業年度が複写元に存在しない場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除	
	[6(3):繰越控除余裕額・繰越限度超過額]WS	別表6(3):控除余裕額の「翌期繰越額③」	[控除余裕額の前期繰越額]欄
		別表6(3):控除限度超過額の「翌期繰越額⑥」	[限度超過額の前期繰越額]欄
	[7(1)等:前期繰越欠損金額の確認(入力)]WS	●別表7(2):「特定欠損金翌期繰越額(4)」	[控除未済欠損金額]欄 (※4)(※6)
		●別表7(2):「非特定欠損金翌期繰越額(7)」	
		別表7(2):「特定欠損金翌期繰越額(4)」	[うち、特定欠損金額]欄(※4)(※6)
メニュー 401	[当期利益・納税充当金・通算税効果額等の入力(必須)]WS	別表5(2):通算法人の通算税効果額の発生状況等の明細の「期末現在未決済額⑤」	[通算税効果額の決済額等]タブ>[期首現在未決済額]欄(※1)
	[5(2):租税公課の納付状況等]WS	別表5(2):法人税・地方法人税、道府県民税、市町村民税、事業税(前期以前分に限る)、その他の税金の「期末現在未納税額⑥」	[法人税・地方法人税]、[道府県民税]、[市町村民税]、[事業税]、[その他の税金]の[期首現在未納税額]欄(※1)
メニュー 402	[6(7)・(8):通算特定税額控除規定の適用可否の判定]WS	別表4:「所得金額又は欠損金額(52①)」	[基準通算所得等金額(試験研究費の特別控除)]タブ>[前事業年度]>[所得金額又は欠損金額]欄
			[基準所得等金額(その他の特別控除)]タブ>[前事業年度]>[所得金額]欄
		別表4:「中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額(37)①」	[基準通算所得等金額(試験研究費の特別控除)]タブ>[前事業年度]>[中間申告の繰戻し還付の災害損失金額の益金算入額]欄
			[基準所得等金額(その他の特別控除)]タブ>[前事業年度]>[中間申告の繰戻し還付の災害損失金額の益金算入額]欄
		別表4:「更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額(40)①」×(-1)	[基準通算所得等金額(試験研究費の特別控除)]タブ>[前事業年度]>[更生欠損金等の損金算入額]欄
			[基準所得等金額(その他の特別控除)]タブ>[前事業年度]>[更生欠損金等の損金算入額]欄

入力画面(複写先)		複写元(前年度)	複写先(当年度)
メ ニ ュ ー 4 0 2	[6(7)・(8):通算特定税額控除規定の適用可否の判定]WS	別表4:「当初配賦欠損金控除額の益金算入額(42)①」	[基準通算所得等金額(試験研究費の特別控除)]タブ>[前事業年度]>[当初配賦欠損金控除の益金算入額]
			[基準所得等金額(その他の特別控除)]タブ>[前事業年度]>[当初配賦欠損金控除の益金算入額]
		別表4:「欠損金等の当期控除額(44)①」×(-1)	[基準通算所得等金額(試験研究費の特別控除)]タブ>[前事業年度]>[欠損金等の控除額]欄
			[基準所得等金額(その他の特別控除)]タブ>[前事業年度]>[欠損金等の控除額]欄
		別表4付表:「通算法人の合併等があった場合の欠損金の損金算入額(9)①」	[基準通算所得等金額(試験研究費の特別控除)]タブ>[前事業年度]>[通算法人の合併等の欠損金の損金算入額]欄
			[基準所得等金額(その他の特別控除)]タブ>[前事業年度]>[通算法人の合併等の欠損金の損金算入額]欄
		別表7の2:「通算対象欠損金額(5)」	[基準通算所得等金額(試験研究費の特別控除)]タブ>[前事業年度]>[通算対象欠損金額の損金算入額]欄
			[基準通算所得等金額(その他の特別控除)]タブ>[前事業年度]>[通算対象欠損金額の損金算入額]欄
	[6(9)~(12):試験研究費の特別控除]WS	別表7の2:「通算対象所得金額(11)」	[基準通算所得等金額(試験研究費の特別控除)]タブ>[前事業年度]>[通算対象所得金額の益金算入額]欄
			[基準通算所得等金額(その他の特別控除)]タブ>[前事業年度]>[通算対象所得金額の益金算入額]欄
		別表7の2:「通算対象外欠損金額(15)」	[基準通算所得等金額(試験研究費の特別控除)]タブ>[前事業年度]>[通算対象外欠損金額]欄
			[基準通算所得等金額(その他の特別控除)]タブ>[前事業年度]>通算対象外欠損金額
		[試験研究費の額]タブの[試験研究費の額(1)]欄	[新規高度人件費の額]タブの[前事業年度]の[試験研究費の額]欄
			[平均売上金額等]タブの[試験研究費の額(2)]欄

入力画面(複写先)		複写元(前年度)	複写先(当年度)
メニュー 402	[6(9)～(12):試験研究費の特別控除]WS	[平均売上金額等]タブの[改定売上金額(当期分)(9)]欄、[事業年度]欄、[試験研究費の額(2)]欄、[売上金額(7)]欄	[平均売上金額等]タブの[事業年度]欄、[試験研究費の額(2)]欄、[売上金額(7)]欄
	[6(13):欠損金増加合計額の法人税額相当額の明細書]WS	1. 複写元の当期分 (1) 複写元で遮断措置が適用の場合 ① 複写元で別表6(9)、6(10)又は6(12)を作成し、かつ『複写元の別表7(2)「5の当期分」>複写元の[当初申告額の確認(入力)]WSの[試験研究費(当期分)]の[非特定欠損金額の控除未済額(5の当期分)]』のとき 複写元の[当初申告額の確認(入力)]WSの[試験研究費(当期分)]の[非特定欠損金額の控除未済額(5の当期分)]欄 ② 上記①以外に該当する場合 複写元の[当初非特定欠損金額]欄 (2) 複写元で遮断措置が不適用の場合 複写先に同じ事業年度がある場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除 2. 複写元の前期以前分 複写元の[当初非特定欠損金額]欄	[当初非特定欠損金額]欄
		1. 複写元の当期分 (1) 複写元で遮断措置が適用の場合 ① 複写元で別表6(9)、6(10)又は6(12)を作成し、かつ『複写元の別表7(2)「5の当期分」>複写元の[当初申告額の確認(入力)]WSの[試験研究費(当期分)]の[非特定欠損金額の控除未済額(5の当期分)]』のとき 複写元の別表7(2)「5の当期分」 ② 上記①以外に該当するとき 複写元の[非特定欠損金額]欄 (2) 複写元で遮断措置が不適用の場合 複写先に同じ事業年度がある場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除 2. 複写元の前期以前分 複写元の[非特定欠損金額]欄	[非特定欠損金額]欄
		1. 複写元の当期分 (1) 複写元で遮断措置が適用の場合 ① 複写元で別表6(9)又は別表6(10)を作成している場合は、チェックを付ける ② 上記①以外に該当する場合は、チェックを付けない (2) 複写元で遮断措置が不適用の場合 複写先に同じ事業年度がある場合は、チェックを付けない 2. 複写元の前期以前分 複写元の[一般試験研究費等]の選択をそのまま複写	[特別控除を受けた試験研究費の選択]の[一般試験研究費等]

入力画面(複写先)	複写元(前年度)	複写先(当年度)
メニュー 402 [6(13) : 欠損金増加合計額の法人税額相当額の明細書]WS	1. 複写元の当期分 (1) 複写元で遮断措置が適用の場合 ① 複写元で別表6(12)を作成している場合は、チェックを付ける ② 上記①以外に該当する場合は、チェックを付けない (2) 複写元で遮断措置が不適用の場合 複写先に同じ事業年度がある場合は、チェックを付けない 2. 複写元の前期以前分 複写元の[特別試験研究費]の選択をそのまま複写	[特別控除を受けた試験研究費の選択]の[特別試験研究費]
	1. 複写元の当期分 (1) 複写元で遮断措置が適用の場合 ① 複写元の別表6(13)の「1」から「5」に金額がある事業年度に該当する場合 複写元の別表6(13)「既加算対象額(4)」と「差引各欠損金増加額(5)」の合計額 ② 上記①以外に該当する場合 複写元の[既加算対象額]欄 (2) 複写元で遮断措置が不適用の場合 複写先に同じ事業年度がある場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除 2. 複写元の前期以前分 (1) 複写元の別表6(13)の「1」から「5」に金額がある事業年度に該当する場合 複写元の別表6(13)「既加算対象額(4)」と「差引各欠損金増加額(5)」の合計額 (2) 上記(1)以外に該当する場合 複写元の[既加算対象額]欄	[一般試験研究費等]の[既加算対象額]
	1. 複写元の当期分 (1) 複写元で遮断措置が適用の場合 ① 複写元で別表6(12)を作成し、別表6(13)の「10」から「14」に金額がある事業年度に該当するとき 複写元の別表6(13)「既加算対象額(13)」と「差引各欠損金増加額(14)」の合計額 ② 上記①以外に該当する場合 複写元の[既加算対象額]欄 (2) 複写元で遮断措置が不適用の場合 複写先に同じ事業年度がある場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除 2. 複写元の前期以前分 (1) 複写元で別表6(12)を作成し、別表6(13)の「10」から「14」に金額がある事業年度に該当する場合 複写元の別表6(13)「既加算対象額(13)」と「差引各欠損金増加額(14)」の合計額 (2) 上記(1)以外に該当する場合 複写元の[既加算対象額]欄	[特別試験研究費]の[既加算対象額]

入力画面(複写先)	複写元(前年度)	複写先(当年度)
メ ニ ユ ー 4 0 2	1. 複写元の当期分 (1) 複写元で遮断措置が適用の場合 ①「別表6(14)の直前期実績の引継ぎ条件」(※5)に該当するとき 複写元の別表6(9)付表「試験研究費基準額(17)」又は別表6(10)付表「中小企業者等試験研究費基準額(15)」 ②「別表6(14)の直前期実績の引継ぎ条件」(※5)に該当しないとき 複写元の[試験研究費基準額]欄 (2) 複写元で遮断措置が不適用の場合 複写先に同じ事業年度がある場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除 2. 複写元の前期以前分 複写元の[試験研究費基準額]欄	[試験研究費基準額(1)]欄
	1. 複写元の当期分 (1) 複写元で遮断措置が適用の場合 ①「別表6(14)の直前期実績の引継ぎ条件」(※5)に該当するとき 複写元の別表6(9)付表「法人税額基準額(23)」又は別表6(10)付表「法人税額基準額(20)」 ②「別表6(14)の直前期実績の引継ぎ条件」(※5)に該当しないとき 複写元の[法人税額基準額]欄 (2) 複写元で遮断措置が不適用の場合 複写先に同じ事業年度がある場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除 2. 複写元の前期以前分 複写元の[法人税額基準額]欄	[法人税額基準額(2)]欄
	1. 複写元の当期分 (1) 複写元で遮断措置が適用の場合 ①「別表6(14)の直前期実績の引継ぎ条件」(※5)に該当するとき 複写元の別表18(2)「非特定欠損金調整取戻税額(18の計)」 ②「別表6(14)の直前期実績の引継ぎ条件」(※5)に該当しないとき 複写元の[非特定欠損金調整取戻税額の合計額]欄 (2) 複写元で遮断措置が不適用の場合 複写先に同じ事業年度がある場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除 2. 複写元の前期以前分 複写元の[非特定欠損金調整取戻税額の合計額]欄	[非特定欠損金調整取戻税額の合計額(3)]欄
	1. 複写元の当期分 (1) 複写元で遮断措置が適用の場合 ①「別表6(14)の直前期実績の引継ぎ条件」(※5)に該当するとき 複写元の別表18(2)「税額控除超過(17の計)」	[税額控除超過額の合計額(5)]欄

入力画面(複写先)	複写元(前年度)	複写先(当年度)
メ ニ ュ ー 4 0 2	②「別表6(14)の直前期実績の引継ぎ条件」(※5)に該当しないとき 複写元の[税額控除超過額の合計額]欄 (2)複写元で遮断措置が不適用の場合 複写先に同じ事業年度がある場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除 2. 複写元の前期以前分 複写元の[税額控除超過額の合計額]欄	
	1. 複写元の当期分 複写先に同じ事業年度がある場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除 2. 複写元の前期以前分 (1)控除分配割合の分子が「0」又は「空欄」の場合 複写元の別表6(14)「既控除対象額(7)」と「控除対象額(10)」の合計額 (2)該当事業年度の明細が出力されない場合(控除対象額(10)が0の場合) 複写元の項目をそのまま引き継ぐ (3)上記(1)(2)以外の場合 ①次の金額のうち大きい方をAとする。 1)「法人税額の特別控除(14)」－「1つ上の明細までの個別控除対象額(12)の計」 2) 0 ②次の金額のうち大きい方をBとする。 1)「個別控除対象額(12)」－A 2) 0 ③以下の計算結果を複写 (「既控除対象額(7)」+「控除対象額(10)」－(B×「控除分配割合(11)」))	[既控除対象額(7)]欄
	1. 複写元の当期分 (1)複写元で遮断措置が適用の場合 ①「別表6(14)の直前期実績の引継ぎ条件」(※5)に該当するとき 複写元の[当初申告額の確認(入力)]WS > [試験研究費(当期分)]の別表6(9)付表[税額控除可能額]欄又は別表6(10)付表[税額控除可能額]欄 ②「別表6(14)の直前期実績の引継ぎ条件」に該当しないとき 複写元の[当初申告税額控除可能額]欄 (2)複写元で遮断措置が不適用の場合 複写先に同じ事業年度がある場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除 2. 複写元の前期以前分 複写元の[当初申告税額控除可能額]欄	[当初申告税額控除可能額(9)]欄
	1. 複写元の当期分 (1)複写元で遮断措置が適用の場合 ①「別表6(14)の直前期実績の引継ぎ条件」(※5)に該当するとき 複写元の別表6(9)付表「控除分配割合(25)」又は別表6(10)付表「控除分配割合(22)」	[控除分配割合(11)]欄

入力画面(複写先)	複写元(前年度)	複写先(当年度)
メ ニ ュ ー 4 0 2	[6(14) : 調整対象金額が当初申告税額控除可能額を超える場合の特別控除]WS ②「別表6(14)の直前期実績の引継ぎ条件」(※5)に該当しないとき 複写元の[控除分配割合]欄 (2)複写元で遮断措置が不適用の場合 複写先に同じ事業年度がある場合は、複写先の当該事業年度分の割合を削除 2. 複写元の前期以前分 複写元の[控除分配割合]欄	
	1. 複写元の当期分 (1)複写元で遮断措置が適用の場合 ①「別表6(14)の直前期実績の引継ぎ条件」(※5)に該当するとき 複写元の別表6(12)付表2「特別試験研究費基準額(7)」 ②「別表6(14)の直前期実績の引継ぎ条件」(※5)に該当しないとき 複写元の[特別試験研究費基準額]欄 (2)複写元で遮断措置が不適用の場合 複写先に同じ事業年度がある場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除 2. 複写元の前期以前分 複写元の[試験研究費基準額]欄	[特別試験研究費基準額(15)]欄
	1. 複写元の当期分 (1)複写元で遮断措置が適用の場合 ①「別表6(14)の直前期実績の引継ぎ条件」(※5)に該当するとき 複写元の別表6(12)付表2「法人税額基準額(10)」 ②「別表6(14)の直前期実績の引継ぎ条件」(※5)に該当しないとき 複写元の[法人税額基準額]欄 (2)複写元で遮断措置が不適用の場合 複写先に同じ事業年度がある場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除 2. 複写元の前期以前分 複写元の[法人税額基準額]欄	[法人税額基準額(16)]欄
	1. 複写元の当期分 (1)複写元で遮断措置が適用の場合 ①「別表6(14)の直前期実績の引継ぎ条件」(※5)に該当するとき 複写元の別表18(2)「非特定欠損金調整取戻税額(24の計)」 ②「別表6(14)の直前期実績の引継ぎ条件」(※5)に該当しないとき 複写元の[非特定欠損金調整取戻税額の合計額]欄 (2)複写元で遮断措置が不適用の場合 複写先に同じ事業年度がある場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除 2. 複写元の前期以前分 複写元の[非特定欠損金調整取戻税額の合計額]欄	[非特定欠損金調整取戻税額の合計額(17)]欄

入力画面(複写先)	複写元(前年度)	複写先(当年度)
メ ニ ュ ー 4 0 2	1. 複写元の当期分 (1) 複写元で遮断措置が適用の場合 ①「別表6(14)の直前期実績の引継ぎ条件」(※5)に該当するとき 複写元の別表18(2)「税額控除超過(23の計)」 ②「別表6(14)の直前期実績の引継ぎ条件」(※5)に該当しないとき 複写元の「税額控除超過額の合計額」欄 (2) 複写元で遮断措置が不適用の場合 複写先に同じ事業年度がある場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除 2. 複写元の前期以前分 複写元の「税額控除超過額の合計額」欄	[税額控除超過額の合計額(19)]欄
	1. 複写元の当期分 複写先に同じ事業年度がある場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除 2. 複写元の前期以前分 (1) 控除分配割合(25)の分子が「0」又は「空欄」の場合 複写元の別表6(14)「既控除対象額(21)」と「控除対象額(24)」の合計額 (2) 該当事業年度の明細が出力されない場合(控除対象額(24)が0の場合) 複写元の項目をそのまま引き継ぐ (3) 上記(1)(2)以外の場合 ①次の金額のうち大きい方をAとする。 1)「法人税額の特別控除(28)」－「1つ上の明細までの個別控除対象額(26)の計」 2) 0 ②次の金額のうち大きい方をBとする。 1)「個別控除対象額(26)」－A 2) 0 ③以下の計算結果を複写 (「既控除対象額(21)」＋「控除対象額(24)」)－(B×「控除分配割合(25)」)	[既控除対象額(21)]欄
	1. 複写元の当期分 (1) 複写元で遮断措置が適用の場合 ①「別表6(14)の直前期実績の引継ぎ条件」(※5)に該当するとき 複写元の「当初申告額の確認(入力)」WS>「試験研究費(当期分)」の別表6(12)付表2「税額控除可能額(11)」欄 ②「別表6(14)の直前期実績の引継ぎ条件」(※5)に該当しないとき 複写元の「当初申告税額控除可能額」欄 (2) 複写元で遮断措置が不適用の場合 複写先に同じ事業年度がある場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除 2. 複写元の前期以前分 複写元の「当初申告税額控除可能額」欄	[当初申告税額控除可能額(23)]欄

入力画面(複写先)	複写元(前年度)	複写先(当年度)
[6(14) : 調整対象金額が当初申告税額控除可能額を超える場合の特別控除]WS	1. 複写元の当期分 (1) 複写元で遮断措置が適用の場合 ①「別表6(14)の直前期実績の引継ぎ条件」(※5)に該当するとき 複写元の別表6(12)付表2「控除分配割合(12)」 ②「別表6(14)の直前期実績の引継ぎ条件」(※5)に該当しないとき 複写元の[控除分配割合]欄 (2) 複写元で遮断措置が不適用の場合 複写先に同じ事業年度がある場合は、複写先の当該事業年度分の割合を削除 2. 複写元の前期以前分 複写元の[控除分配割合]欄	[控除分配割合(25)]欄
[6(15) : 中小企業者等の機械等特別控除]WS	別表6(15) : 「翌期繰越額(25)」	[翌期繰越税額控除限度超過額]タブ>[前期繰越額]欄
[6(23) : 中小企業者等の経営力向上設備の特別控除]WS	別表6(23) : 「翌期繰越額(26)」	[翌期繰越税額控除限度超過額]タブ>[前期繰越額]欄
[6(28) : 特定復興産業集積区域等における機械等の特別控除]WS	別表6(28) : 「翌期繰越額(33)」	[前期繰越額等(特定復興産業集積区域等)]タブ等>[前期繰越額]欄
[当初申告額の確認(入力)]WSの[外国税額控除(進行事業年度調整分)]	(1) 複写元の当期分 ① 複写元で遮断措置が適用かつ外国税額控除額を自動計算している場合又は外国税額控除額を直接入力している場合 複写なし ② 上記①以外の場合 複写先に同じ事業年度がある場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除 (2) 複写元の前期以前分 ① 複写先の事業年度が複写元に存在しない場合 複写先の当該事業年度の明細を削除 ② 上記①以外の場合 1) 複写元の事業年度が複写先に存在しないとき 「0」を複写 2) 上記1)以外のとき 複写なし	[当初申告税額控除不足額相当額]欄

	入力画面(複写先)	複写元(前年度)	複写先(当年度)
メニュー 402	[当初申告額の確認(入力)]WSの[外国税額控除(進行事業年度調整分)]	(1) 複写元の当期分 ① 複写元で遮断措置が適用かつ外国税額控除額を自動計算している場合又は外国税額控除額を直接入力している場合 複写なし ② 上記①以外の場合 複写先に同じ事業年度がある場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除 (2) 複写元の前期以前分 ① 複写先の事業年度が複写元に存在しない場合 複写先の当該事業年度分の金額を削除 ② 上記①以外の場合 1) 複写元の事業年度が複写先に存在しないとき 「0」を複写 2) 上記1)以外のとき 複写なし	[当初申告税額控除超過額相当額]欄
	[当初申告額の確認(入力)]WSの[試験研究費(進行事業年度調整分)]	(1) 複写元の当期分 ① 複写元で遮断措置不適用の場合 複写元の当期と同じ事業年度が複写先にある場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除 ② 遮断措置適用の場合 複写なし (2) 複写元の前期以前分 複写元の別表6(13)WSの[当初非特定欠損金額]と[非特定欠損金額]が空欄の事業年度と同じ事業年度の明細が[当初申告額の確認(入力)]WSの[試験研究費(進行事業年度調整分)]にある場合は、当該事業年度分の金額を削除	[各欠損金増加額(3)(12)]欄
		(1) 複写元の当期分 ① 複写元で遮断措置不適用の場合 複写元の当期と同じ事業年度が複写先にある場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除 ② 遮断措置適用の場合 複写なし (2) 複写元の当期以前分 複写元の別表6(14)WSの[試験研究費基準額(1)]と[法人税額基準額(2)]が空欄の事業年度と同じ事業年度の明細が[当初申告額の確認(入力)]WSの[試験研究費(進行事業年度調整分)]にある場合は、当該事業年度分の金額を削除	[調整税額控除可能額(4)]欄 [既取戻税額控除超過額(6)]欄 [控除分配割合(11)]欄
		(1) 複写元の当期分 ① 複写元で遮断措置不適用の場合 複写元の当期と同じ事業年度が複写先にある場合は、複写先の当該事業年度分の金額を削除 ② 遮断措置適用の場合 複写なし	[調整税額控除可能額(18)]欄 [既取戻税額控除超過額(20)]欄 [控除分配割合(25)]欄

入力画面(複写先)	複写元(前年度)	複写先(当年度)
[当初申告額の確認(入力)]WSの[試験研究費(進行事業年度調整分)]	(2) 複写元の当期以前分 複写元の別表6(14)WSの[特別試験研究費基準額(15)]と[法人税額基準額(16)]が空欄の事業年度と同じ事業年度の明細が[当初申告額の確認(入力)]WSの[試験研究費(進行事業年度調整分)]にある場合は、当該事業年度分の金額を削除	

(※1) 複写元のコレが0円の場合は、複写されません。

(※2) 「剰余金処分による会社法上の任意積立金」欄は、区分の名称が一致した明細のみ複写されます。

(※3) 複写により「期首現在資本金等の額」が変更された場合は、メニュー501で[分割基準の確認]WS(分割計算の場合)又は[均等割額計算のための従業者数]WS(非分割計算の場合)を選択して均等割額の再計算を行う必要があります。なお、均等割額を直接入力する場合は、[20号(20号の3):市町村民税の税額計算基礎]WS・[6号(6号の3):都道府県民税の税額計算基礎]WSにおいて均等割額を修正(確認)してください。

(※4) 複写元の発生事業年度の終了日の属する複写先の事業年度に金額が複写されます。なお、複写元の事業年度が複写先にはない場合は、複写先に当該事業年度を追加して複写されます。

(※5) 以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、「別表6(14)の直前期実績の引継ぎ条件」に「該当する」と判定されます。

(1) 以下の①の金額が②の金額を超える事業年度のとき

①『試験研究費基準額』と『法人税額基準額－別表18(2)「非特定欠損金調整取戻税額(18の計)」(マイナスの場合は0)』のいずれか少ない金額＋別表18(2)「非特定欠損金調整取戻税額(18の計)」＋別表18(2)「税額控除超過額(17の計)」

②[当初申告額の確認(入力)]WS>[試験研究費(当期分)]の別表6(9)付表の[税額控除可能額(24)]又は別表6(10)付表の[税額控除可能額(21)]

(2) 以下の①の金額が②の金額を超える事業年度のとき

①『特別試験研究費基準額』と『特別法人税額基準額－別表18(2)「非特定欠損金調整取戻税額(24の計)」(マイナスの場合は0)』のいずれか少ない金額＋別表18(2)「非特定欠損金調整取戻税額(24の計)」＋別表18(2)「税額控除超過額(23の計)」

②[当初申告額の確認(入力)]WS>[試験研究費(当期分)]の別表6(12)付表2の[税額控除可能額(11)]

(※6) 複写元の修正申告データにおいて当期分の欠損金額がゼロとなった場合(その修正申告により別表7(1)が印刷対象でなくなった場合に限り)は、前期繰越金額の複写を行っても複写先の事業年度にゼロのコレは複写されません。この場合は、複写先のデータで欠損金額をゼロに修正(又は、該当する事業年度を削除)してください。

2. 法人税(予定申告の場合)

入力画面	複写元(前年度)	複写先(当年度)
[301. 法人税ワーキングシート の入力(確認)]メニュー	別表1:「差引所得に対する法人税額(13)」	前事業年度の[法人税額]欄
	別表1:「税額控除超過額相当額等の加算額(4)」+土地譲渡利益金の「同上に対する税額(6)」+「法人税額計(9)」の外書き ※計算結果がマイナスの場合は0	前事業年度の[うち、土地譲渡税額等]欄
	別表1:「差引地方法人税額(38)」	前課税事業年度の[地方法人税額]欄

3. 地方税

メニュー名	複写元(前年度)	複写先(当年度)
メ ニ ュ ー 3 0 2	[6号別2・20号別2: 控除対象通算適用前欠損調整額]WS	[通算適用前欠損金額①]
		[控除対象通算適用前欠損調整額②]
		第6号様式別表2又は第20号様式別表2: [既に控除を受けた額③]+[当期控除額⑤]
	[6号別2の2・20号別2の2: 控除対象合併等前欠損調整額]WS	[合併等前欠損金額①]
		[控除対象合併等前欠損調整額②]
		第6号様式別表2の2又は第20号様式別表2の2: [既に控除を受けた額③]+[当期控除額⑤]
	[6号別2の3・20号別2の3: 控除対象通算対象所得調整額]WS	[通算対象所得金額①] (※1)
		[控除対象通算対象所得調整額②] (※1)
		第6号様式別表2の3又は第20号様式別表2の3: [既に控除を受けた額③]+[当期控除額⑤]
	[6号別2の4・20号別2の4: 控除対象配賦欠損調整額]WS	[配賦欠損金控除額①] (※1)
		[控除対象配賦欠損調整額②] (※1)
		第6号様式別表2の4又は第20号様式別表2の4: [既に控除を受けた額③]+[当期控除額⑤]
	[6号別2の6・20号別2の6: 控除対象還付対象欠損調整額]WS	[還付対象欠損金額①] (※1)
		[控除対象還付対象欠損調整額②] (※1)
		第6号様式別表2の6又は第20号様式別表2の6: [既に控除を受けた額③]+[当期控除額⑤]
	[6号別2の5・20号別2の5: 控除対象個別還付税額等]WS	[控除対象個別帰属還付税額①]欄 (※1)
		第6号様式別表2の5又は第20号様式別表2の5:「既に控除を受けた額②」+「当期控除額④」

メニュー名		複写元(前年度)	複写先(当年度)
メニュー 302	[6号別2の7・20号別2の7: 控除対象個別帰属調整 額]WS	[連結適用前欠損金額①]欄 第6号様式別表2の7又は第20号様式別表2の 7:「既に控除を受けた額③」+「当期控除額 ⑤」	[連結適用前欠損金額①]欄 [既に控除を受けた額③]欄
	[6号別2の8・20号別2の8: 控除対象個別帰属税額] WS	[控除対象個別帰属税額①]欄 第6号様式別表2の8又は第20号様式別表2の 8:「既に控除を受けた額②」+「当期控除額 ④」	[控除対象個別帰属税額①]欄 [既に控除を受けた額②]欄
	[6号別9:繰越欠損金(事 業税)]WS	第6号様式別表9:「翌期繰越額⑤」	[控除未済欠損金]欄(※1)
	[7号の2:控除未済外国 税額・控除未済税額控除 不足額相当額]WS	第7号の2様式、第20号の4様式:「翌期繰越額」	[控除未済外国税額]欄
メニュー 502	[6号別5の2の4:特定子 会社の株式等に係る控 除額に関する計算書]W S	[総資産の帳簿価額]タブ>[当該事業年度] の各欄	[総資産の帳簿価額]タブ>[前事業年度]の各 欄(※2)

(※1)複写元の修正申告データにおいて当期分の欠損金額等がゼロとなった場合(その修正申告により該当する別表が印刷対象でなくなった場合に限り)は、前期繰越金額の複写を行っても複写先の事業年度にゼロの金額は複写されません。この場合は、複写先のデータで欠損金額等をゼロに修正(又は、該当する事業年度を削除)してください。

(※2)区分の名称が一致する場合のみ複写されます。